

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二一九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替 〇〇―一〇〇―九―五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈 も く じ 〉

■ 巻頭言 ■

立 民、 共 産、 維 新

： 2

総選挙結果を考える②

米軍キャンプ・シユワブ沿岸・辺野古新基地

本村金三： 3

― 反対の現場から ―

労働者搾取・隷属強化の

本村 充： 4

「有期労働契約」を廃止しよう！

地球環境とCOP26の何が問題か

原野人： 8

― 石炭と原発と自然エネルギー ―

合言葉は美浜3号再稼働阻止

沢井清： 9

― 堰を切らすな！ 若狭リレーデモスタート ―

労働者を貧しくする

滝野 忠： 10

― 連合労働運動の実態 ―

労働運動史から見た

関西生コン労組弾圧の意味

稲村 守： 13

― 「労組つぶしの向こうにあるもの」は？ 永嶋弁護士熱く語る ―

読者からのおたより

..... 14

旬刊 社会通信

NO.1350

二〇二一年十二月十五日

二〇二一年十二月十五日発行
(毎月一日・十五日二回発行)

立 民、共 産、維 新
 総 選 挙 結 果 を 考 え る ②

「反・非」自民の共闘は、選挙闘争のあり方への方向を示した。野党は弱い、選挙制度がのしかかる。権力政党をやつつけるには、ともに闘うほかない。4半世紀たつて、ようやくと道が敷かれた。総選挙最大の成果である。課題はこの成果を、「反・非」自民の戦線から、「反独占・反自民」に成長、発展させることにある。勝つと予想された二つの党が敗れた。比列でだ。なぜか。

まず立憲。立憲は総選挙前、国民、社民を吸収し、議員だけをふやした。弱い足腰はこれで強くなることはない。そこに最大の支持基盤「反共」組合の連合介入である。地方組織は皆無にちかく、機関紙もなきに等しい。日本は燃えていたか？ 答えは投票率55・33%にある。

立憲は政界再編、総資本による保守2党づくりでつくられた。出世主義者の官僚、弁護士、タレント、医師等の知識人が飛び乗った。彼らの多くは組織と規律大きらしいの自由人、風向きしだいどこにでも飛んでいく。自民にも流れていく。有権者は自民と立憲に垣根がないことを気づいている。

垣根を取っ払ったのが枝野さん。彼は弁護士、形式的な弁論、演説が商品だ。4年の歳月は、枝野さんを演説ロボットに変えた。おしゃべりは心に響かず宙を舞う。きわめつけは、「ぼくは保守本流」と理屈っぽく得々と論じた、『枝野ビジョン』なる三文本だ。有権者はコロナと自民の悪政に憤激をつのらせている。そんな時、ぼくと自民に違いはない。その反作用は大阪に示された。共闘という選挙戦術で小選挙区では勝った。比例区では自民への怒りを吸収できなかった。選挙は権力闘争、組織と組織力の戦である。組織を強めることが、この党の課題である。

ついで共産。機関紙『赤旗』はりっぱである。日刊であることがすごい。かならず目を通すが、訃報欄と火曜日に伝えられる地方選挙結果。察するに年間2千人前後の党員がなくなる。地方議員は町村に多い、票わりの当選は、組織の力を示すが。上位当選が少ない。各党地方議会の構成は次のようである。

	県会	市会	特別区	町村
自 民	1301	1786	204	110
立 民	128	1360	77	26
公 明	206	2115	177	417
共 産	138	1650	119	734
社 民	31	183	7	22

維新である、維新の基本は①自民政権政治に賛成、②安倍は現状変革にチャレンジ、③不満はいっぱい、野党が弱いからおごり、腐敗に、④強い野党をつくり、地方から変える。橋下徹氏は『政権奪取論―強い野党のつくり方』で、「地道な野党があればこそ、政権与党の信頼失望をきっかけに、政権交代の風を吹かせることができる」と、他の野党とちがう戦略を描く。ちなみに、2011年、維新議員は大阪府57、大阪府33、堺13、今は47、40、18、他134である。

米軍キャンプ・シユワブ沿岸・「辺野古新基地」

― 反対の現場から ―

今後の「オール沖縄会議」の方針は？（2021年9月28日）

9月最後の辺野古だ。県の発表によると、10月には非常事態宣言は解除になりそうだ。今後の取組はどうなるのか？

オール沖縄会議としては、会議を開いた後今後の方針を決定すること。バスの運行が始まったとしても、座り込む人が増えるとは思えない。ただ、嵐は過ぎるとしても、二度と来ないわけではない。

反対運動がコロナ以前のようにやれるとは思えない。大きく変わるだろう（たぶん）今日のゲート前での私の発言は、もっぱらハンドマイクを持つ防衛局諸君に向けたものだった。―

防衛局が行う埋め立て工事の結果については、あなた達は命ぜられた業務を忠実にこなしているだけかもしれないが、責任の一端を担っているのだ。

ならば、埋め立てによって海がどう変わっていくのか、毎日の変化をしっかりと見てくれ。また。グラスボートに乗って、海底のサンゴを自分の目で確かめてくれ。

その上で自分たちの仕事は、本当に必要なものなのかを考えよう。そうしたからと言って、あなた達の仕事の何が変わるといふことはないだろう。そうであったとしても、自分の目で確かめ考えることは人として大事だ。

それから、「防衛局、恥を知れ」と書いたボードを示しつつ、恥を知ること、少しも恥じることはない。それは自らを省みることだとも。わたしもまた、70年恥多き人生を送ってきた（と余計なことも付け加えて）―

そのような事をまとまりもなく喋った。

私が喋っている間は珍しく、ハンドマイクで「いつもの言葉」（定形の業務といえる）を繰り返すことはしなかった。聴いてくれたのだろうか。

2回目は10数台の生コン車とダンプ。3回目はなかった。

大浦湾側の工事変更・許可がおりていないのに工事強行（2021年10月5日）

先週と打って変わって、ダンプが道路を埋め尽くした。50台ほどだろうか。ほとんどが何も積まない空ダンプだ。新基地建設ではなく、他の工事現場の土を運び出しているのかもしれない。県外から二人参加。愛知県と熊本県。

愛知県から来た方は、現在進行中の機動隊派遣に関する裁判の報告をした。県の公安委員会の許可を得ずに、県警本部長の命令で来たらしい。公安委員会の制度が、意味をなしていないと怒っていた。

機動隊が出てくる時間が遅くなった。搬入車両が到着して、しばらくしてから出てくる。その代わり、規制に入るタイミングが早くなった。その分、機動隊員と顔を合わせる時間が減ったことになる。

防衛局が工事を強行した美謝川の場合を確認するため、昼食後、第2ゲートへむかった。現在川が流れ込む地点が、埋め立て予定地になっている。そのため、埋立地の外に水路を変更するのだが、まだ大浦湾側の工事変更申請も許可がおりていない段階

で工事を強行。

やりたいことをやりたい時にやる。この政権の強権的な体質がよくあらわれている。しかし、雑木に覆われてまったく見えない。工事は、海側からやるのだろう。辺野古はアチラコチラで工事が行われている。

この異様な風景が、まさにこの国の日常（2021年10月19日）

ようやく暑さが和らいで、風が涼しい。沖縄で過ごしやすいい季節になりつつある。月曜日に現闘部会があった。衆院選への対応を含めて、非常事態宣言解除後の闘争が主な議題であった。なかなかすんなりと、現地闘争へ集中とはならない。

しかし、会議でどう決まろうと、辺野古へ行くかどうかは自ら決めることだ。大阪からの参加者3名を含めて、一桁の座り込み。パンデミックスが少しずつおさまれば、県内外からの参加は増えるだろうか。辺野古は人々の関心から遠ざかりつつあるような気がする。

それは現地での闘いが日常化して、同じパターンの繰り返しにみえる事と相關関係にあるのかもしれない。座り込みー排除ー歩道での抗議ーゲート前の往復デモ。

それでもこここの日常は、他では味わえない。今日で闘いが、前から読んでも後ろから読んでも2662日。ところで今日は、いつもと少し違った。

ゲート横の高台から、防衛局の上級職員らしき人が、こちらを見下ろしていた。まさに高みの見物だ。

頭に来て、叫んだ。上から見下ろすんじゃない。降りてきて、同じ場所に立て。敗戦後、70年以上米軍に基地を提供し、その基地内から基地の撤去を訴える市民を眺める。「売国奴」「非国民」という言葉を使うなら、そいつは誰だ。

この異様な風景が、まさにこの国の日常なのだ。
完成する可能性が限りなくゼロに近い基地を造り続ける限り、この国は疲弊し静かに朽ちていく。
(沖縄県宜野湾市在・年金生活者 本村金三)

労働者搾取・隷属強化の「有期労働契約」を廃止しよう！

無期転換ルール

厚生労働省は7月28日、有期労働契約に関する実態調査結果を公表した。それによると、「平成30年度及び令和元年度に有期労働契約の期間が通算5年を超えて更新され、労働契約法第18条の無期転換ルールに基づく無期転換の権利が生じた有期契約労働者のうち、実際に権利を行使した者は約3割（27・8%）にとどまる」とのことである。

この労働契約法第18条の無期転換ルールとは、同一の使用者ととの間で締結された有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年をこえる労働者が、当該使用者に対し、期間の定めのない労働契約の申し込み権（無期転換申込権）を行使することにより、時季更新時以降は無期労働契約に転換される制度である。（労働契約法第18条1項）。例えば、契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生する。有期契約労働者が使用者に

対して無期転換の申込みをした(無期転換申込権行使)場合、行使された使用者は「当該申し込みを承諾したもの」とみなされる。使用者は法的に、断ることができない。つまり、労働者が無期転換申込権を行使した時点で、現に締結している有期労働契約の満了する翌日から、無期労働契約が発効する。

「ルール」施行の背景

この「ルール」が施行された背景は何か。労働契約法は平成20年(2008年)3月に施行された後、平成24年(2012年)に改正されている。この改正内容が、主にこの有期労働契約に関わる規定である。改正の背景には、契約社員など有期労働契約で働く労働者の増加と、これらの労働者が使用者によって契約期間中に解雇されたり、雇止め(契約期間が満了となった際、使用者が契約を更新せずに労働者を辞めさせること)が起きたりするなどのトラブルが増加したこと、さらに有期労働契約で働く労働者は、契約が繰り返し更新されるケースがほとんどであるが、雇止めにあうことを恐れ、例えば年次有給休暇を取得することをためらうといった、労働者としての正当な権利を行使できない状況に置かれること等があるという弊害が指摘されてきた。

このような実情を背景に、有期労働契約で働く労働者が一定の契約期間を越えた場合、無期労働契約へ転換するルール(無期転換ルール)を労働契約法第18条では定めている。このルールは、使用者側に都合の良い「有期労働契約」の濫用を防ぐことが主目的である。労働者にとっては安定した雇用につながる条件が拡大するということになる。

雇い止め

この無期転換ルールとの関係で一番問題となるのは何か。それは「雇止め」である。無期転換直前の「雇止め」が少なからず横行する中で、「日本通運事件」など、裁判で現に争っている事例も存在する。残念ながら裁判では、必ずしも労働者に有利な方向に進んでいるとは言えない。しかし労働法が「労働者保護」という性格、法的規範を持つものであるとすれば、この「雇止め」は、使用者の使用者責任を放棄した、「濫用」と断ぜざるを得ない。

これは一つには、「労働契約法第19条」との関連からである。これは次のような条文である。

「(有期労働契約の更新等) 第19条 有期労働契約であつて次の各号のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであつて、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に

解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。

一 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められること。

この条文は、使用者が労働者の申し込みを使用者の都合で拒否することを「使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす」として明確に否定している。さらに二項においては、「期待権」に言及し、既に当該労働者に更新の合理的期待が生じていると認められる場合には、更新拒否は雇止め法理によって効力を否定されることを明らかにしている。特に悪質なのは、5年を超える直前に、合理的理由もなく、次期更新時で雇止めをする旨の予告をすることである。「無期転換ルール」の適用を回避するため、労働契約の締結時点で「契約の更新は5年までに限る」といった規定を設ける事業所も増えている。

これらはいずれも労働契約法第19条によって退けられると解すべきであろう。使用者は、通常の「解雇」と同様の扱いをしなければならない。つまり、「客観的に合理的な理由」と「社会通念上相当である」ということを立証しなければならない。例えば、「客観的合理性」について、「解雇」の一般的理由として出されてくるのは、「労働者の労働能力、適格性の低下・喪失」「労働者の義務違反、規律違反行為」「経営上の事由」等である。このうち「経営上の事由」は、「整理解雇」との絡みで出されてくることが多い。しかしいずれの理由も「労働契約の継続」を困難とするほどの理由であるか否かは争点となる。むしろ使用者の「使用者責任」との関係で、使用者の「管理能力」こそが問われるべき問題である。

このように「労働契約法第19条」は、労働契約法第18条の無期転換ルールを補強し、スムーズに転換させるための法位置にある。労働契約法第18条と第19条は一体のものとして扱うことが法の趣旨としては合理性がある。

労働契約法第18条の無期転換ルールについては、同法施行の8年後に「その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」(法附則第3項)とされている。2021年はその8年目にあたる。無期転換ルールを施行せしめるための問題点と課題である。

有期雇用は搾取強化の政策

まず、「有期雇用」という雇用形態である。これは、基本的には、労働力を流動化させるための資本の「政策」である。なぜ労働力を流動化させるか。労働力を安く買いたたけるからである。これは本来労働者が持っている「労働力」が、資本主義社会の中では「商品」として売買されるといふ理由による。つまり、資本主義社会においては、労働者が労働力を商品として資本家に売り、それによって「賃金」を得る仕組みが構造的にできているのである。それ以前の封建制社会においては、皆無である。なぜならその条件が存在しなかったからである。当時の「生産者」(主には農民)は主

要な生産手段である土地に縛られ、土地を自由に離れられないなど人格的にも領主に隷属していたため、そもそも「労働力の商品化」という概念すら存在しない。労働力が商品化されるためには、これらの構造を根底的に変えていくことが必要なのである。それが資本主義社会の発展と労働者階級の形成ということに繋がっていくのだが、それはそれとして、資本主義社会では、「二重の意味」で「自由な労働者」が発生する。一つは、自由な人格として「労働力を自由に処分できる」ということ、二つには、生産手段を持たない(資本家の私的所有)ために、「労働力以外に売るべき商品を持たない」ということである。商品には、「価値」と「使用価値」がある。使用価値とは「人の欲望を満足させる性質」であり、価値とは「商品に結実した人間の労働」である。そのものが商品となるためには、使用して利点があること、そのものがつくりだされるために掛かった手間の要素が加えられることが必要である。商品とは、「他人」に売るのであり、この「使用価値」と「価値」がなければ商品として成立することはできない。

「労働力」が商品として売買されるということは、他の商品と同様に使用価値と価値の要素を有するということである。「労働力」商品の使用価値は、買い手である資本家に対して新しい価値を創造するということである。この「労働力」商品は、その現実的消費過程が労働の対象化であるということであり、対象物の価値を創造するのみならず、それ自身の価値よりも大きな価値を創造するという特殊な「使用価値」を持っている。

商品の生産過程において、労働力は対象物の価値以上の価値を生み出すのであるから、本来は労働者に還元されるべきものが資本家の方へ行っていることになる。

「有期労働契約」は、この不平等な関係をより促進し、格差を拡大していくことに作用する。なぜなら先に述べたように、労働力の流動化と競争により「賃金」をより低く抑え、資本家の利益分をより大きくしていくからである。

「有期労働契約」は廃止すべき

「働き方の多様性」などともっともらしく言う向きもあるが、「働き方の多様性」と「労働契約」はなんら矛盾するものではない。資本主義社会の中で、労働力を売買する契約関係が「労働契約」であり、それは、「無期労働契約」で何の問題もないはずである。むしろ「低賃金」で働かされている、その現状こそを問題とすべきであろう。

最後に、なぜ日本では「賃金の大幅な引き上げ」を労働者運動の最大の課題としないのだろうか。労働組合最大の連合体である「連合」すら本気度が見えてこない。いわゆる「先進国」の中で、唯一日本だけが実質賃金が低下していると言われている。ある労働団体の統計によると1997年を100として比較すると、2016年の実質賃金は日本89・7%、スエーデン138・4%、アメリカ115・3%、ドイツ116・3%である。日本のみが大きく減っている。この傾向は現在まで継続している。賃金の変動がほとんどないのが主な要因である。

幾度となく労働者の唯一の、対資本との交渉力を持つ「労働組合」の役割を強調してきたが、今ここで資本ときちんと対峙しないで、何が変わるのであろうか。労働者運動の「原則」的闘いが求められている。

(労者研事務局長 本村 充)

地球環境とC O P 26の何が問題か

―石炭と原発と自然エネルギー―

英グラスゴーで開かれたC O P 26（国連変動枠組み条約第26回締約国会議）は11月13日、世界の気温上昇を「1・5℃に抑える努力を追求する」と記した成果文書を採用した。地球温暖化の元凶とされる石炭火力発電の扱いが焦点となり、中国とインドが「廃止」に難色を示したことで、「削減」にとどまった。

これにはいくつかの基本的問題が含まれる。

第一に、新興帝国主義国の抵抗もさることながら、先進帝国主義諸国の態度をみると独占資本の利益があまりにも優先されていることである。米バイデン政権が自ら掲げた2030年の温室効果ガス半減目標達成に不可欠とされる大型歳出法案が、与党内からの反対で縮小を余儀なくされた。

日本政府が10月に閣議決定した「エネルギー基本計画」では、2030年度の一次エネルギー需給見通しについて、石炭を19％程度、石油等を31％程度として化石燃料で半分を占め、原発は20～22％に維持し、自然エネルギーはたったの22～23％程度とする。

福島原発の事故とその後の実態は、すべての原発を即時停・廃止するべきことを明らかにしているのに、多くの原発は再稼働させ、または再稼働の準備をしている。設計年数の40年を超えている原発まで稼働を開始している。

そればかりか、三菱重工と日立は小型原発の開発・実用化を進めている。電力資本も建て替えや新增設をあきらめてはいない。

日本も米国も露骨な独占資本本位の計画である。

第二に、温室効果ガスの主役である二酸化炭素と原発が放出する放射性物質とでは、どちらの方が人類にとって危険かという問題である。二酸化炭素ならビールや炭酸飲料の泡として毎日多量に飲まれ、排出されているが、直接には害はない。放射能の有害性はこの比ではない。地下に埋設しようが、海洋に放出しようが、大気中に拡散させようが、生命を脅かさずにはすまない。しかも二酸化炭素は炭酸同化作用の主役として、木々や野菜や牧草等を育て緑豊かにする。熱帯雨林の乱伐や山林の荒廃はこの作用を弱め、大気中の二酸化炭素を増やす。そもそも二酸化炭素元凶説も怪しい。

原発は核燃料の核分裂反応が生み出す熱の7割が直接に海水を温め、地球温暖化を推進する。石炭禁止の前に世界の原発をこそ即時全廃すべきだ。

第三に、日本等の独占資本は、原発の輸出が困難となるや、石炭火発等のプラント輸出で大いに儲けようとして売り込んできた。これは新興諸国の問題というより日本等の独占資本の問題である。

第四に、化石燃料発電をやめるには、自然エネルギー発電をこそ推進すべきである。

風力の導入ポテンシャル（潜在発電能力）は、陸上で2億8千万kw、洋上で15億kwと算定されている。現在の日本全国の総発電設備容量は2億4千万kwである。これほど巨大な発電ポテンシャルを持つ日本で、独占資本は一向に洋上風力発電の開発を進めない。巨額な不変資本に対して可変資本が小さく、少ない雇用で済む原発や火発の方が、比較的雇用の大きくなる風力などよりも、独占資本にとっては魅力的だ

からである。

2050年までに二酸化炭素の排出をゼロにすることも、原発を速やかにゼロにすることも、本当はさほど難しいことではない。日本では風力、なかでも洋上風力こそ開発を急ぐべき自然エネルギーの本命である。洋上風力だけで全電力を賄うことも決して困難なことではない。

夜の新発用に造られた揚水式水力発電は、風力等の自然エネルギーにこそ活用できる。全世界的にみても、風力や太陽光や中小水力のポテンシャルは限りなく大きい。国土条件によっては、砂漠や、丘陵・山岳地帯に大きなポテンシャルを持っている。

この問題を解決するには、日本では独占資本の政治的代理人である自民党を早々に退場させなくてはならない。世界の諸国からも同様に。

斎藤幸平君は、独占資本の支配下であれこれのコモンを作っていけば、このようなことが全面的に改革でき、地球環境を根本的守れるはずだと夢想している。(原野人)

合言葉は美浜3号機再稼働阻止

― 堰を切らずな！ 若狭リレーデモスタート ―

昨日の八幡デモ、早速今日の朝刊に「老朽原発再稼働 市民ら反対訴え(近江八幡)」と題し写真とともに載っていました。今回特筆すべきは、呼びかけ人であるにしむらさんの呼びかけで、子どもさん2人連れて参加いただいたことです。雨は降ったり止んだりでした。よく来てくれたものです。これには感謝しかありません。

小さな子どもさんでしたが、運動的にはすごいことと思っています。その層の厚さを示せた、いや誇示出来て、その限りにおいて大変満足しています。そうは言いつつも、これからですので、謙虚な気持ちになって取り組みたいと思っています。

1970年前後から一斉に建設された国内の原発。いま40年を超え老朽原発となり、国民の8割が原発に反対している中でも、私達の原発運動は重大な岐路にも立っている。来年10月の美浜3号機の老朽原発再稼働如何に関わっている。

最近になって、少し見えてきました。老朽原発である美浜3号機の特重施設建設で来年秋まで停止し再稼働をするということになっています。残る老朽原発は高浜1、2号機です。これは今年春、再稼働を再来年まで断念。これも原発運動の成果であると捉えられています。

できるかどうか、来秋の美浜3号の再稼働にかかっています。これを阻止できれば、実質的に高浜1、2号機は動かさません。その後逐次40年を迎える原発は当然動かすことはできません。

これから1年位が、原発運動最大の攻防となり、大事な運動になる。この状況下、「12・5老朽原発このまま廃炉！ in おおさか大集会」に向けた取組みとして、11月23日、高浜原発前からスタートして27日美浜町まで、5日間の「リレーデモ」が取り組まれました。

初日23日は、高浜町音海展望台に集まった60人に、老朽原発うごかすな！ 実行委員会の木原壯林さん(若狭の原発を考える会)の「今日は、皆さんの想いを大

きい声でぶつけよう」で始まりしました。高浜原発北ゲート前へデモ移動。原発構内は特重施設の工事だろうか。

近畿・福井・東海各府県の参加者で抗議集会。「いま目の前に大きなクレーンがあるが、過去にこのクレーンを倒した事故があった。これが普通の企業なら大変なことだ、工事再開すぐに出来ないが、原発はすぐ再開、考えられないことだ」「我々の生コン車が構内に入ると、『連帯ユニオンの旗を外せ』と言われる。」「脱原発市民ウオークを取組んで来月で100回目となる。参加者が少ない時もあつたが、何とか続けてきた。滋賀の湖東・近江八幡でデモが始まった。継続は力」「岐阜でデモを取り組んで41回目となる。今日は裁判の報告にも来ました」と発言された。

短い時間だったが、地元福井、兵庫、大阪、京都、滋賀、岐阜、愛知の市民団体や連帯ユニオン関生支部などの発言が続いた。

昼食休憩後、高浜町役場からデモがスタート。冒頭、反原発オール福井の中島哲演さん（小浜市・明通寺住職）は、原発再稼働を認めた福井県知事などを、県民に対し責任を持っていないと指摘された。

以前からアメーバデモやピラ配布で町内は熟知されていたが、特に今回は町内を縦横に歩こうと計画されていた。JR和田駅まで約4km、2時間強。デモ行進に、町民の人は、手を振ってくれたり、家の表に出て見ていただいたり、中には写真撮られてる人もおられた。かつてはなかった光景である。危ない原発に気づいてみんなが声を上げることが、国や電力会社に対する最大の武器となる。

独占、政府、電力会社も必死で色々な攻撃を仕掛けてくると思います。80%の人が原発に反対と思っているのもその通りでしょうが、片や反原発運動にとっては、これから1年間正念場となります。合言葉は「美浜3号機再稼働阻止」です。

この前もニュースにも書きましたが、この堰は切らせてはならないと思います。この堰が切られれば、大雨洪水の時河川の決壊が始まって、もうどうしようもなくなただただ見ているしかないという状況になります。

資本論で「後は野となれ山となれ」を見ましたが、まさにその通りです。そうはさせないように微力ながらがんばります。
(滋賀 沢井清)

労働者を貧しくする

― 連合労働運動の実態 ―

新しい産業報国会

連合は結成30年の第16回大会（2019年）に、2035年への社会像、連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会―まもる、つなぐ、つくり出す」を決めた。連合の課題は総評と同盟・JCの路線対立をどう解決するかであった。連合ビジョンは階級的労働運動の考え方を一掃し、労資協調の考え方でまとめられた。いま、残るのは憲法9条、自衛隊そして原発である。したがって、JCや旧同盟の単産―UAゼンセン、電力総連など―にとっての勝利宣言となる。ビジョンの詳細は『通信』No.1301号（2019年12月1日付）の『労資協調、そして新しい産業報国会へ―連合方針について』にくわしい。

労資協調組合づくりの産婆は政・財・官・学の総保守がつくった日本生産性本部。労働組合を「制圧」した彼らは、工場・職場内の労資協調を、地域、自治体等の国にも広めたいとする。第17回大会方針の眼目はそれである。

メディア、知識人は、連合が政府にはいつくばり、政府の手を借りなければ賃上げもできない、だらしなく、労働組合に値しない組織であることを本能的にかつ理論的に知っている。労組の本能は資本に逆らい、抵抗、反抗すること、資本の尻尾（しっぽ）になり下がった連合に用はなくなるよ、とは伝えない。連合はこうして小さく、身内―大企業正社員労働者―だけの組織へと退歩する。

深まる矛盾

情勢は環境、SDGs、多様性、ジェンダー平等がブームである。資本主義の基本矛盾は私有制にある。労働力商品の売買にある。基本矛盾は副次的矛盾を生み、つくる。右の4つがそれである。多様性の強調は、資本主義が次から次へとつくる矛盾がどれほど強く、大きく、広くなっているかを示す。ジェンダー、男女の平等もそうだ。労働条件の差は身分差をつくっている。男女は肉体的条件がちがうのだから、平等という概念もちがう、一律でない。

連合大会でメディアが伝えたのはただ一つ、トップ（会長）がはじめて女性になった。芳野友子さんはJCをつくる五つの産別労組のJAM（ものづくり産業労組、34万）副会長。JAMは旧総評系の全国金属と旧同盟系と旧同盟の全金同盟が合同してつくられた。いまでは全国金属の歴史は抹殺された、とは消息通の解説である。

連合会長と事務局長人事は結成30年、結成時の情報通信労連の他はJC三単産（鉄鋼、電機、自動車）、旧同盟のUAゼンセン、電力が独占した。中二階の会長代行は公務員の最大労組に割り振られている。この慣行がひっくり返った。会長JAM女性、そして事務局長に公務員組合の日教組委員長である。

連合は政策・制度と春闘（労働協約闘争）を柱とする。公務員組合には労働三権、労働協約締結権がない。会長は宣伝塔だから、事務局長が組織を回す。日教組さんに相手の経団連はどう動くのか。連合中心組合はJC200万とUAゼンセン180万だから、事務局長殿には支配階級特有の慇懃無礼な、かつ過重なご挨拶が待っている。

異例な人事

連合の右傾化はどんどん進む。総選挙をめぐって、立憲と共産の政策協定、政権合意、選挙協定にハラをたて壊した。新会長の芳野氏は先頭に立ち、「共産と共闘はありえない」を連発する。女性にも心の広い人、狭い人がいる。彼女はせまい人になるのである。ぼくは、人間には「やさしさ」を求めたいと思う。

芳野氏のこの一言に、連合人事がなぜ異例になったかがわかる。旧執行部の神津（日本製鉄）、相原（トヨタ）の立憲よりの姿勢を自動車そしてUAゼンセンが拒んだ。連合の「分裂」である。おおまかには、旧総評系の官公労、私鉄とJCそして旧同盟の対立の激化である。

第2次世界大戦後、ニワトリだった総評はアヒルに変わり、社会党左派とともに戦線を組んだ。総評・社会党ブロックである。この時、独占資本と政府、日本生産性本

部は社会党の影響力を弱め、保守二党制を目的に民主社会党（民社党）をつくった。国民民主党は立憲に反対し、電機、自動車、鉄鋼造船、JAM、電力がつくった、現代の民社党である。時代がちがう。だから立憲、国民と社会党、民社党の階級的性格はまったく違う。社会党は社会主義をめざした、立憲はその名のとおり民主主義が反動化した時代に、民主主義の復活をめざす。封建時代から資本主義の変化、発展の時、立憲（民主主義）は進歩であった。だが、反動の時代の今は、歴史的には退歩となる。だから、立憲は情勢の変化とともに揺れ動く、選挙で敗れた。だから党の刷新だ。新しい人事だと。誤りを反省しない、くり返しである。これでは自民党は倒せない。

分配は力関係

春闘の季節である。賃金は上がらない、下がり続ける。こんな国は日本だけである。金融資本がつくる経済研究所、社会政策を専門とする研究者、学者は「賃金が上がらないのはなぜか」と問い、「労働者への分配が少ないから」と答え、独占資本に「分配ふやせ、さすれば消費がふえ経済はよくなる、賃金もふえる」とのたまわく。こんなやりとりが20年以上もつづいている。これもくり返しである。

なぜ賃金が上がらないのか、理由はかんたん、もつとも大きな労働組合が労働者の実態から賃金要求をしないから、賃上げのたたかいを放棄したから。こんにちの社会では資本が生産手段を独占する。生産のあり方が分配の根本を決定する。社会のすべての富はまず資本の懐に入る。労働者への分配はそれからだ。労働者にどう分配されるか、しなければならぬかの法則はない。決めるのは資本と労働の力関係である。これが分配の「法則」だ。だから、たたかうことなしには賃金は上がらない。それ以外「賃上げ」は、労働者の買収である。

JCそしてUAゼンセン

労資関係をめぐる動きはどうか。日本最大の企業、産業はトヨタ、したがってトヨタ労組（本体5・6万、トヨタ労連36万）が賃金決定に力をもつ。歴史的には炭労、鉄鋼、電機そして自動車と変化した。JC重要産別は自動車79万、電機58万、JAM34万、鉄鋼・造船24万他で約200万である。これに迫るのがUAゼンセンだ。この組合は合併してユニオンショップ制で数をふやし180万にもなった。連合会長の神津さんは、「組織は拡大傾向」と自慢したが、UAゼンセンにオンブにダッコが本場の姿である。

労働組合、労働運動の姿を唯一、正確に伝えるジャーナリズムが「新会長インタビュー」に、金子晃浩自動車総連会長氏をのせる。氏は1969年生まれ、トヨタに1992年に入社。全トヨタ労連中執（2004年）、自動車総連副事務局長（2010年）、全トヨタ労連事務局長（2012年）、自動車総連事務局長（2017年）、2021年9月会長に就任、JCM議長を兼任する。新庄流にいえば労働界のビッグボスである。編集子は金子氏に切り込む。

【春闘相場をリードしてきたトヨタが、2018年からベア額を公表しなくなりました。今春闘では、回答にベアが含まれているかどうか不明らかにしていません。日本を代表する企業として社会的責任の放棄では？

日本経済の優位性が失われ、労働者全体の生活が、昨日より今日、今日より明日が良くなるという時代ではなくなりました。限られたパイを分配するわけですから、賃金上がる人もいる一方、上がらない人もでてきます。

格差が広がる中で、春闘はどうあるべきか、私たちはその議論を重ねてきました。結論は、業績が良い企業は引き続き賃上げしていくという前提で、産別は、賃金が低く、働きの価値に見合った処遇になっていない中小企業や非正規雇用労働者の底上げに注力しようということです。

そのことが、必ずしもベアを非公表とする理由にはならないのでは。

系列内における序列意識はたいへん根深く、「メーカーが〇〇円ならうちは××円」というように、メーカーのベア額を上限に自社の賃上げを決めているところが多いです。これではいつまでたっても格差は縮まりません。ベアの公表がされないことで、その慣例が少しずつなくなってきました。

この数年は、従来のベア（上げ幅）から、絶対額を重視する取り組みへの転換を進めています。自社の賃金実態を調査し、それを同業他社や同一地域の企業等と比較することによって目指すべき水準を定め、この実現に向けて、毎年、着実に賃金を引き上げていく取り組みです。たとえば目標との差が2万円あるのなら、毎年5千円ずつ引上げ、4年かけて格差を是正します。】

「通信」読者の多くは千人力のベテラン、解説は不要であろう。こんなダラ幹どもが連合を日本労働運動を牛耳っている。「新しい資本主義」論の背景だ。こんな輩に屈服させられていいのか。次号では連合内の矛盾にふれたい。（滝野忠）

労働運動史から見た関西生コン労組弾圧の意味

―「労組つぶしの向こうにあるもの」は？ 11・20永嶋弁護士熱く語る―

「歴史の中で・時代の中で、関生弾圧を考えるために」、関生弾圧事件主任弁護士の永嶋靖久弁護士の講演を受けた。11月20日、滋賀県大津市の滋賀県教育会館で、戦争をさせない1000人委員会・しが主催の連続市民講座として開催され、会場満席の市民・労働者が熱心に聴講した。

永嶋弁護士は、1802年イギリスの工場法から始まる労働者保護法制制定から労働者の闘いの歩みで勝ち取った労働組合に関する権利や日本での第二次大戦後までの歴史を概括しながら、憲法と労組法は変わらないのに、争議に関する裁判例は大きく変わってきたと述べた。

過去50年間の争議件数の推移のショッキングな表がすべてを語っている。1974年の争議行為9581件を頂点として、今次関生弾圧開始の2019年には争議行為49件という数字が関生弾圧の狙いと滋賀県警が先鞭をつけた赤裸々な「弾圧ぶり」を端的に表現する、と。

2019年11月22日日本維新の会・足立康史衆院議員の国会経済産業委員会での「私は関生支部がなくなればいいと思います・・・（関生の活動で）生コン価格が激しく動いております。これは、関東、東京オリンピック・パラリンピックもあれば、

5年後には大阪、関西で万博もある、IRもある。そうした中で、やはりおかしな活動についてはしっかりと取り締まる・業界が適正化されるため・・・国交省での対応を」という発言ほど、分かりやすい敵の狙いの開陳はない、と述べた。大阪・京都での弾圧事件「有罪判決の意味するものは」広範囲の共謀への弾圧だ、「会議参加者はすべて共犯」だ、と。

労働者が労組を結成し、中小零細企業と結び生コン価格を上昇させて賃金、労働条件引上げの原資にしておくことにストップかけよ、団結が犯罪であった200年前の世界にもどせ、と敵は言っている。永嶋弁護士は、「問われているのはこれからのこの社会をどうしていくか。」だとして、それは、「戦争の問題だ。労組をつぶす向こうにあるのは、戦争と平和、民主主義の破壊だ」と、その本質把握を喝破する。

講演後の質疑では、「東電の労組がしつかりしていたら、福島事故はなかった。反原発は民意だ。民意をどうつくるか」「刑事事件から、労働運動の土俵に裁判をかせねばどうにもならない。そのためには何をどうするか」などの質問に、「皆さんの一昨年の京都地裁前で、平日10日連続の抗議行動で委員長・副委員長の保釈を勝ち取ってもらったように、『関生は仲間だ』という人たちがたくさんいて行動すると言うのが、暴力団との違いであり、裁判官は嫌だったと思う。ピラを毎日みんなだましている間は大丈夫だ。日教組が30万人でストをやっているときには支持があった。世界で何番目かの大金持ちが17年前、『われわれは階級闘争を闘っている』と言った、皆さんの闘い、これからもよろしく」と永嶋弁護士は結んだ。

(かんなま勝手連・しが 稲村守)

◇読者からのおたより◇

カタログ通信販売中止 国鉄闘争の解決から本年度11年が経過しました。その翌年から、ec。おといねっぶの事業活動の柱として、物販事業をネット販売とカタログ通信販売の2本柱で取り組みを進めてきた所ですが、事業の見直しにより本年の冬号をもちましてカタログ通信販売を終了させて頂く事となりました。この間、多くの皆さんにご協力を頂きました事に感謝を申し上げ、引き続き事業活動にご理解頂きご協力をお願い申し上げます。

国鉄の分割・民営化は、国鉄がJRに移行される1987年4月1日に中曽根内閣のもとで、この国を新自由主義・規制緩和路線を突き進む象徴として強行されました。当時、「一人も路頭に迷わせない」との中曽根首相自らの国会答弁や「組合所属による採用差別はおこなわない」との参議院での付帯決議がされていたにもかかわらず、分割民営化に反対していた7000名を超える国労などの組合員が新会社に採用されず、「再就職を必要とする職員」と称して3年の時限措置で国鉄清算事業団に移されました。

さらには、1990年4月にJRへの採用を求め続けた1047名の「2度目の解雇」が同事集団から強行されました。2010年4月の4党(自民・公明・民主・社民)による政治解決まで、1047名の不当解雇撤回のたたかいは23年の長期の闘争となりました。この間全国の仲間が物心両面で闘争を支援し勝利解決することが出来ました。ec。おといねっぶの事業体はこの闘争の中から生まれ、前身の労働者協同組合から数え間もなく30周年を迎えようとしています。現在は地域活性化を目指して取り組みを進めています。

(『ec。おといねっぶ通信』2021冬号)